

志學館大学大学業績点検及び教員業績評価・自己点検に関する実施要領

(大学業績点検及び教員業績評価の趣旨とその基本方針)

第1 業績の点検・評価は、教員の業務実施状況を全学的に把握し、本学の業績の点検並びに教員の業績の評価及び自己点検に用いる。

2 教員業績評価は、処遇に反映することとする。

(点検・評価の領域と判定項目)

第2 業績の点検・評価は、教育、研究、社会連携（国際連携を含む）、管理運営（学園を含む）の4領域での活動を対象とする。

2 点検・評価項目及び判定基準は、別表第1に定める。

(点検・評価の対象とする教員)

第3 前条に定める業績の自己申告票は、すべての教員が提出するものとする。

(自己申告の判定手順)

第4 提出された自己申告票は学部長が取りまとめ、学長及び両学部長（以下、「学長等」という。）の協議により判定する。判定方法は次の各号に従う。

(1) 学部長は、各教員から提出された自己申告票を精査し、必要な場合は修正する。

(2) 修正がある場合は、修正したものを当該記入者に送付し確認を得る。

(3) 修正が受け入れられない場合は、学長等が最終判定する。

(大学の業績の点検)

第5 前条により得られた資料は、IR室が整理・分析し、本学の業務遂行に関する点検に用いる。

(教員の業績評価の方法)

第6 心理臨床学科、人間文化学科、法学部ごとに、4領域それぞれで5から1までの5段階（5が最高評価）の評点を与える。5から1の人数比は1:2:4:2:1とする。なお、人数に端数が出た時は四捨五入し、3の数で調整する。ただし、特に秀でた業績がある場合は、5を6に置き換えることができるものとする。

2 4領域の評点にそれぞれ1.2、1.0、1.0、1.2を乗じた値の合計点を総合評点とする。

3 心理臨床学科、人間文化学科、法学部ごとに、総合評点の最上位及び最下位からそれぞれ3名にA及びCの標語を与え、その他の者にBの標語を与える。

4 各人の領域ごとの評点及び総合評点と標語を当該教員の業績評価とする。ただし、助手、契約教員、期付き教員及び第2に定める4領域での業務すべてを課されていない教員は、業績評価の対象としない。

(教員の業績評価の通知等)

第7 学長は、前条で得られた業績評価を当該教員に通知する。

2 第1の処遇への反映方法は学長が決定する。

(教員の業績の自己点検)

第8 教員は、4領域での現在の業績を前条の通知を踏まえて省察し、強みを伸ばし、また不十分な点を改善するための今後の自らの取り組みについて、自己申告票を用いて計画する。

2 前項の省察及び取り組みの計画は、教員が各自保存し、継続的にレビューするものとする。

附 則

平成25年6月12日から施行する。

附 則

平成27年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行日以前に定められていた「志學館大学教員評価に関する実施要領」及び「志學館大学教員評価自己申告表」は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1 （第2条第2項関係、点検・評価項目及び判定基準）

点検・評価項目	判定基準と重み付け
ア 教育活動 I 担当授業科目等 ・ 学士課程授業科目 ・ 大学院課程授業科目 ・ 授業科目以外の教育活動・指導 ・ 特別項目：アクティブラーニング、体験型授業等 II 学生指導 ・ 学部学生 ・ 大学院学生 ・ 上記のうち特別な配慮やケアを要した学生数 III その他の教育関連実績 ・ 学生のボランティア活動等の支援 ・ サークルの顧問等 ・ 教育活動に関する表彰・受賞 ・ 教育に関する外部資金申請 ・ 教育に関する外部資金獲得（申請と重複しない） ・ 教育活動について各種メディアへの情報発信 ・ 諸センターでの待機当番業務 IV 教育領域におけるその他の特記事項	・ 主として担う場合（単位を認定しかつ8回以上の授業を担当している者等）を下記の点数とし、従として共同で行う場合は寄与率を乗ずる。 ・ 2単位1科目を4点（100人以上の授業は5点）とする。 ・ 2単位1科目を4点とする。修士論文「研究指導」も1科目とする。 ・ 24時間を2点とする。 ・ 15回を1点とする。 ・ 1人1点とする（半期の場合は左記の半分。以下、同じ）。 ・ 1人2点とする ・ 1人1点とする ・ 1件を2点とする。 ・ 1件を2点とする。 ・ 1件を4点とする。（従たる受賞者の場合は寄与率を0.5とする。以下において同じ。） ・ 1件を4点とする。 ・ 1件を8点とする。 ・ 1件を2点とする。 ・ 12時間を1点とする。

	・学部長が、内容により原則として 1～8 の範囲で判定する。
イ 研究活動 I 研究論文等～研究論文数など II 学会発表 ・特別項目： 地域の課題及びその解決等に関する論文・著作 III その他の研究関連実績 ・学会等役員 ・論文査読 ・学会の大会・シンポジウム・ワークショップなどを企画・主催 ・外部研究資金申請 ・外部研究資金獲得 ・外部資金を伴う学外者との共同研究 ・学会賞・論文賞の受賞 ・研究についての各種メディアへの情報発信 IV 研究領域におけるその他の特記事項	・志學館大学教員資格審査細則別表「研究業績の評価・換算表」における 1 編を 4 点に換算する。また換算表で 5～10 点のように幅があるものは、申告者が学会等の動向を踏まえ自己申告する。（従たる共著者の場合は寄与率を 0.5 とする。以下において同じ。） ・1 編を 2 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・1 件を 1 点とする。 ・1 件を 8 点とする。 ・1 件を 4 点とする。 ・1 件を 8 点とする。 ・1 件を 4 点とする。 ・1 件を 4 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・学部長が、内容により原則として 1～8 の範囲で判定する。

ウ 社会連携 I 自治体・公的機関等の役職・委員会委員 II 上記以外の組織（任意団体等）の役員等 III 公開講座等の企画・開催 IV 公開講座や社会を対象とした講習会等の講師 V 依頼授業・リクエスト講義 VI その他の社会連携（国際連携を含む）関連実績 ・心理相談センター及び発達支援センターでの相談・支援 ・企業や自治体・NGO・NPO 等との連携（協定、P/J 形成レベル） ・企業や自治体・NGO・NPO 等への協力等（単発の活動レベル） ・学術・知識等を社会に還元する目的での NPO・NGO を企画・主宰 ・社会への専門情報の発信 ○国際連携 ・外国語により実施した科目 ・受入れ又は指導した外国人学生、研修生等の人数 ・海外派遣のために事前指導した日本人学生の件数 ・外国からの研究者等の受け入れの件数 ・協定等に基づく海外被派遣・被招待（学生帯同を含む）の件数 ・国際連携・交流活動の情報発信 VII 社会連携（国際連携を含む）領域におけるその他の特記事項	・1 件を 4 点とする。 ・1 件を 1 点とする。 ・1 件を 4 点とする。（従たる企画者等の場合は寄与率を 0.5 とする。以下において同じ。） ・1 回を 2 点とする。ただし、連続講座は担当回数に応じて定める。 ・1 回を 4 点とする。 ・1 回 0.5 点とする。 ・1 件を 8 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・1 件を 8 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・1 回を 2 点とする。 ・1 人を 2 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・1 回を 2 点とする。 ・1 件を 2 点とする。 ・学部長が、内容により原則として 1～8 の範囲で判定する。
エ 管理運営 I 学内の役職（学長補佐、学部長、学科主任、研究科専攻主任、センター長等） II 学内の委員会等委員 III 未定義の委員会等又はそれに準ずる管理運営業務 IV 高校訪問（教育実習先訪問を含む） V その他の管理運営関連実績 ・オープンキャンパス・大学説明会での授業・講演等 ・オープンキャンパス・大学説明会参加 ・入試問題の作成（採点業務を含む） ・入試問題の下見 ・入試試験監督者等に従事 ・管理運営領域（学園業務を含む）におけるその他の特記事項	・8 点とする。 ・教員業績評価申告票別表により 4～1 点とする。 ・委員長及び資料等作成が多い場合は、寄与率をそれぞれ 1.5 とする。両者に該当する場合は 2 とする。 ・教員業績評価申告票別表を準用しエフォートにより 4～1 点とする。 ・1 日を 4 点とする。 ・1 回を 2 点とする。 ・1 回を 1 点とする。 ・4 点とする。 ・1 回を 1 点とする。 ・1 回を 1 点とする。 ・学部長が、内容により原則として 1～8 の範囲で判定する。